

【1993年12月20日】年金改正について
与党年金改正プロジェクト

政策幹事会 座長
中島 衛 殿

年金改正プロジェクトチーム
座長 塚田延充

年金改正について(報告)

首件につき、10月25日以来14回の検討会議を経て意見の集約を得ましたので、別添のとおり報告書を提出いたします。

なお、当プロジェクトチームは今後とも当分の間継続存置の意向があることを申し添えます。

メンバー

社会党	森井忠良	池端清一
新生党	井上喜一	岡田克也
公明党	遠藤和良	榊屋敬悟
さきがけ日本新党	渡海紀三朗	鴨下一郎
民社党	塚田延充	勝木健司

年金改正について

平成5年12月20日
与党年金改正プロジェクト

I 年金改正に当たっての基本的な考え方

- (1) 21世紀の超高齢社会を活力ある長寿社会とし、人生80年時代にふさわしい年金制度とする。(「60歳引退社会」から「65歳現役社会」へ)
- (2) 現行制度のままとした場合、平成37年(2025年)の最終保険料率は34～35%程度になると見込まれる。

従って、将来の現役世代に過重な負担とならないよう、最終保険料率を少なくとも現行の2倍程度の30%を超えないようにする。

- (3) 雇用と年金の連携に配慮し、雇用政策において高齢者雇用の一層の促進を図るとともに、年金制度も雇用促進的な仕組みに改める。

年金改正の具備すべき条件

- (1) 雇用と年金の連携を図りつつ、60歳台前半においては、60歳から賃金とあわせて生活を支える年金を支給し、65歳以降は、年金を中心に生活設計が行える体制を確立する。
- (2) 高年齢者雇用安定法や雇用保険法の改正等により、希望すれば少なくとも65歳まで働き得るような社会の仕組みをつくり上げる。
- (3) 働くことを希望する高齢者が多い状況も踏まえ、年金制度においても、雇用促進的になるよう在職老齢年金の改善を図り、働くことによって総収入が増加する方途を講ずる。
- (4) 世代間で均衡のとれた給付と負担の仕組みとし、後代負担を過重なものとししない。

提案する年金方式

- (1) 今回年金改正の焦点である60歳台前半の弾力化措置についての具体案は、【別紙1】に示すとおり。
- (2) 60歳台前半の弾力化措置に加え、以下の個別的改正事項については次期改正で実施。

(個別的改正事項)

- ・ ネット所得スライドの導入
 - ・ 雇用保険との併給調整(経過措置について配慮)
 - ・ ボーナス保険料の導入
 - ・ 在職老齢年金その他の改善
 - ・ 保険料の上げ幅の見直し
- (3) 以下の事項については、政府において次期改正での対応を検討するものとする。
- ・ 共働きの妻の遺族年金に関する併給調整の緩和
 - ・ 遺族基礎年金等の子の加算についての年齢要件の緩和等、遺族年金・障害年金の改善
 - ・ 育児休業期間中の保険料(本人負担分)の免除
 - ・ 老齢福祉年金の所得制限の改善
 - ・ 被保険者に対する貸付制度の拡充(学生の保険料を含む教育等)
 - ・ 高齢障害加算について

国庫負担の考え方

国庫負担については、将来の保険料負担増を考えた時に、基礎年金財政の安定的な運営

を図るためには、給付と負担の在り方や財源をどのように確保するかという議論も踏まえ、連立与党として直ちに検討に着手すべき重要な課題である。

財政効果

財政効果の計算結果は、【別紙 2】に掲げたとおりであり、60 歳台前半の弾力化措置と個別改正事項等を実施し、保険料率の引上げ幅の見直しを行うことにより、最終保険料率は 30%を超えないようにするものとする。

高齢者雇用の促進等

- (1) 高齢者雇用促進のため、65 歳までの継続雇用対策の強化を図るための高年齢者雇用安定法の見直し及び高年齢雇用継続給付の創設等の雇用保険法の見直しを行う。
なお、一定の高齢者雇用率を設定したメリット保険料方式を導入すべしとの意見があったことを付記する。
- (2) 沖縄の厚生年金の改善及び鉄道共済年金の見直しについては、重要かつ緊急の課題である。

提案する年金方式

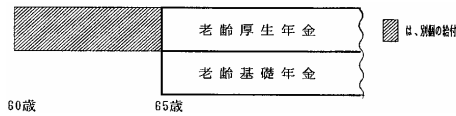
60 歳台前半期の年金の弾力的な措置を中心として

1. 提案する方式とその理由

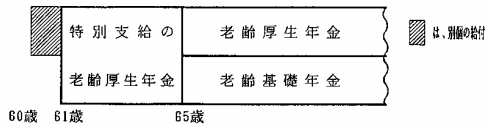
- (1) 60 歳台前半の期間については、21 世紀の高齢社会においては賃金と年金を中心として生活を支える期間としていく。
- (2) この期間の年金については、雇用促進的なものとし、65 歳以降の老後生活の保障の中心である年金とは別個の給付として構成する。
- (3) 「別個の給付」は、現在 60 歳から支給されている「特別支給の老齢厚生年金」の一定部分(報酬比例部分)とする。
なお、「別個の給付」については、報酬比例部分に加給年金相当分を加えるべきとの強い意見があったことを付記する。
- (4) この方式によれば、65 歳以降の年金は、減額されることなくそのまま支給されることとなる。
なお、「別個の給付」のほか、受給者の多様なニーズに応じられるよう、希望した者には老齢基礎年金の繰上げを併用する制度も取り入れるものとする。この場合の減額率については、「別個の給付」の実施時期における最新の生命表に基づく減額率を用いることとする。

(参考)

完成時の姿[平成 25 年(2013 年)以降]



中間的な姿[平成 13 年(2001 年)]



【仮に元年改正モデルであてはめて「別個の給付」方式を計算した例】

完成時の姿[平成 25 年(2013 年)以降]

60 歳～64 歳	65 歳以降
106,900 円(54%)	198,700 円(100%)

元年改正モデル年金(35 年加入夫婦)216,400 円(5 年度価格)

うち夫分のみ 198,700 円(＃)

2. 例外的措置について

60 歳台前半については、雇用の促進を図り、賃金と年金を組み合わせる生活設計を行っていくことを基本とするが、65 歳現役社会になってもなお働くことが著しく困難な者(例えば障害者、45 年以上の長期加入者)については、65 歳前において現行の特別支給の老齢厚生年金額相当の年金を支給する途を残す制度の具体化を検討するものとする。

3. 導入の時期

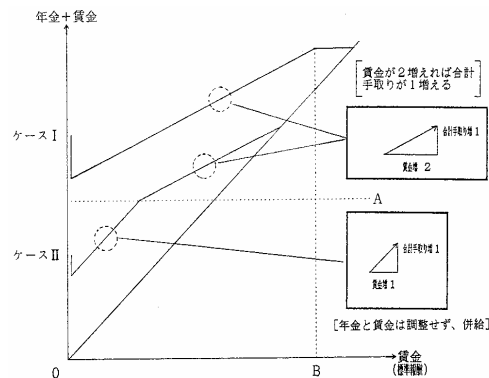
「別個の給付」は、平成 13 年(2001 年)から 60 歳からの 1 年間分導入し、以降 3 年ごとに 1 歳分ずつ拡大する。60 歳から 64 歳まで完全に「別個の給付」に置き換わるのは平成 25 年(2013 年)となる。

4. 在職老齢年金を雇用促進的なものにしていく方策

- (1) 60 歳台前半の賃金と年金を調整している現行の在職老齢年金制度は、雇用阻害的な機能を果たしており、その改善が強く望まれている。
- (2) 現行の在職老齢年金制度及び今後導入されることとなる 60 歳から 64 歳までの「別個の給付」における賃金との調整システムは、働くことによって総収入が増加するよう雇用促進的に改める。
- (3) 具体的方策については、次のとおり。

[在職老齢年金を雇用促進的なものとするために考えられる仕組み]

- (1) 年金額と賃金との合計が一定の額(下図の点線 A)になるまでは、年金と賃金の調整はせず、併給する。ただし、在職者には少なくとも 2 割の年金を支給停止する現行制度を踏襲する。
- (2) 一定額を超えた額について賃金の増分の 1/2 相当額の年金を支給停止することとし、年金と賃金の合計額は増加していく仕組みとする。
- (3) 年金が全額支給停止となる現行の上限(賃金月額 25 万円)を初平均的な給与水準程度までに引き上げる。(水準 B)



改正事項とその財政効果

1. ネット所得スライド.....報酬比例部分について、ネット所得の動向に応じた再評価を行う。 2%程度
 2. 雇用保険との併給調整・・・失業給付が支給される場合、厚生年金の支給を停止する。 1/4%程度
 3. ボーナス保険料の導入・・・ボーナス保険料率 1%の場合 0.3%程度
 4. 在職老齢年金その他の改善 +1.5～2%程度
 1. ～4. の小計 0.5～1%程度【最終保険料率 33～34.5%程度】
 5. 「別個の給付」の導入 2～3%程度【最終保険料率 30～32.5%程度】
- さらに、5年ごとの保険料率の引上げ幅を、仮に 3.0%とした場合 1.5%程度
1. 試算は一定の前提に基づき行ったものであり、制度内容や数理計算の諸前提の変更によって財政影響の結果は変動し得るものである。
 2. 個別事項を複数採り入れた場合の財政影響は、必ずしも個々の影響の単純な合計にならないことに留意する必要がある。